

## 令和6年度 運営指導における主な指導事例 (認知症対応型共同生活介護に関する事項)

### 1 人員基準

#### (1) 従業員の員数について

##### 【事例】

計画作成担当者について、「認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修」の修了が確認できない。

ア 計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければいけません。

※ 別に厚生労働大臣が定める研修・・・

具体的には、地域密着研修通知2の(1)の②「実践者研修」または「基礎課程」を指しています。

### 2 運営基準

#### (1) 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針について

##### 【事例】

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。

ア 上記委員会は3月に1回以上開催し、その結果について介護従業者その他の授業者に周知徹底を図る必要があります。

##### 【事例】

身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。

ア 身体的拘束等の適正化を徹底するため、指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の研修を実施する必要があります。

イ 新規採用時にも研修を実施する必要があります。

##### 【事例】

提供するサービスの質に対して、自己評価及び外部評価を実施していない。

ア 提供するサービスの質に対して、自ら評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る必要があります。

・ 外部の者による評価

・ 第108条において準用する第34条第1項に規定する運営推進会議における評価

### (3) 地域との連携等について

**【事例】**

運営推進会議（オンライン開催を含む）を開催していない。

ア おおむね2月に1回以上開催する必要があります。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和5年5月8日以降は運営推進会議の書面開催は原則として認められておりません。

**【事例】**

運営推進会議の出席者が適切でない。

ア 構成員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等とされています。構成員が出席できる日程で運営推進会議を行うよう努めてください。

**【事例】**

運営推進会議の結果を公表していない。

ア 運営推進会議については会議録を作成し、公表する必要があります。

※ 公表する際は、個人情報の取扱いにご注意ください。

## 3 介護報酬

### (1) 人員基準欠如減算について

**要確認！！**

**!!過誤調整案件!!**

**【事例】**

基準に定められた計画作成担当者の配置が確認できない。

ア 指定基準に定められた員数の従業者を配置していない事業所・施設では、介護報酬が原則として70%減算されます。

イ 介護支援専門員又は計画作成担当者が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行う必要があります。

ウ 加算を算定しており、当該加算の要件の一つが「定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと」とされている場合は、当該加算も算定することができなくなってしまうことにご注意ください。

## (2) 協力医療機関連携加算について

### 【事例】

入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議に係る記録が不十分。

- ア 入所者の同意を得て、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を概ね月 1 回以上開催する必要があります。  
会議の概要について記録を残してください。

### 【事例】

施設の協力医療機関が診療を行っているものの、当該医療機関が「宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年 3 月 22 日条例第 5 号）（以下「条例」という。）第 23 条第 2 項各号に定める要件を満たしていないにもかかわらず、要件を満たしている場合の単位数で算定している。

- ア 協力医療機関が条例第 23 条第 2 項各号に規定する要件を満たしている場合には 100 単位、それ以外の場合には 40 単位を算定してください。

## (3) 医療連携体制加算について

### 【事例】

「看取りに関する指針」が整備されていない。

- ア 医療連携体制加算（Ⅰ）イ，（Ⅰ）ロ，（Ⅰ）ハの体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、以下のとおりです。

また、以下の業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要です。

- ✓ 利用者に対する日常的な健康管理
- ✓ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整
- ✓ 看取りに関する指針の整備 等

#### (4) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について

##### 【事例】

- ・ 認知症対応型共同生活介護計画に位置付けてあるサービス内容について、月ごとの目標及び達成度合いを客観視できる数値等が確認できない。
- ・ 提供した具体的な動作の内容等のサービス実施状況の記録が確認できない。

ア 生活機能向上連携加算Ⅱを算定する利用者の認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、3月を目途とする達成目標及び各月の目標について、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定するとともに、提供したサービスの実施内容を記録してください。